

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

令和7年7月11日

飯塚市長 武井政一

公売公告兼見積価額公告

公売参加申込開始日時	令和7年7月11日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年7月29日 午後11時00分
公売開始日時	令和7年8月5日 午後1時00分
公売締切日時	令和7年8月7日 午後11時00分
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公売方法	期間せり売り
売却決定日時	令和7年8月8日 午前10時00分
売却決定場所	飯塚市役所 税務課
買受代金納付期限	令和7年8月15日 午後2時30分
公売保証金額	別紙のとおり
見積価額	別紙のとおり
買受人の資格その他の要件	以下のいずれかに該当する方は公売へ参加できません。 1 18歳未満の方 2 日本語を完全に理解できない方 3 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売参加者の制限）に該当する方 4 飯塚市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSIオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方 5 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
公売財産上の質権抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
公売財産及び注意事項	別紙のとおり
その他の事項	別紙2のとおり

公売公告兼見積価額公告 別紙2

- 1 この公売に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売財産の入札にかかる買受の申込みをしようとする者（以下、「入札者」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 3 公売保証金の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（一部のカードを除く）に限ります。
- 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての公売の参加は、その納付後でなければできません。
- 5 一度行った入札は、取消しができません。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定し売却決定を行います。
- 7 最高価申込者決定時において、ログインIDを最高価申込者氏名とみなします。
- 8 公売財産に係る市税・国民健康保険税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても、取消すべき重大な理由があるときは売却決定を取消します。
- 9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。財産引渡しは買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 10 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることができません。
- 11 飯塚市は公売財産について瑕疵担保責任は負いません。
- 12 消費税法に該当する財産の売却決定価額は、入札書の入札価額欄に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額により行います。
- 13 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムの不具合等により公売を中止することがあります。
- 14 入札者等が自己のパスワード等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、飯塚市は何ら補償しません。
- 15 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除きます。

